

2 化学物質の適正な管理関係

(化学物質適正管理指針の策定等関係 条例第67条)

(化学物質適正管理指針の策定等)

第67条 知事は、化学物質(元素及び化合物(それぞれ放射性物質を除く。))をいう。以下同じ。)を業として取り扱う者が化学物質を適正に管理するために講ずべき措置に関する指針(以下「化学物質適正管理指針」という。)を定めるものとする。

- 2 第38条第2項の規定は、化学物質適正管理指針を定め、又は変更した場合について準用する。
- 3 化学物質を業として取り扱う者は、化学物質適正管理指針に留意して、化学物質の製造、使用その他の取扱い等に係る管理を適正に行うよう努めなければならない。

(趣旨)

化学物質には、有害性の程度に違いがあるものの、有害なおそれがあるものが多くあることから、そのような化学物質による環境の保全上の支障を未然に防止する必要があります。

このため、化学物質の製造、使用等の取扱いに当たって、有害性のある化学物質の環境への排出を抑制する観点から、化学物質を取扱う事業所において化学物質の適正な管理を効果的に実施していくことができるよう、知事が化学物質適正管理指針を策定することとしたものです。

この規定は、化学物質を業として取り扱う事業者は、営む業種や規模にかかわらず、化学物質の製造、使用等の取扱いに当たって、化学物質適正管理指針に従ってその適正な管理に努める義務があることを規定したものです。

(解説)

- (1) 「化学物質を業として取り扱う者」とは、事業活動において、化学物質を製造、使用等をする過程において、取り扱う事業者をいいます。
- (2) 「化学物質を適正に管理する」とは、有害性のある化学物質の環境へ排出を抑制するため、その化学物質の取扱施設の適正な保守管理及び排出抑制措置、より有害性の小さい化学物質への転換、化学物質の排出を伴う事故の未然防止、事故により排出された有害な化学物質の排出拡大の防止などをいいます。
- (3) 愛知県化学物質適正管理指針については、平成15年8月22日の愛知県公報に愛知県告示第664号として登載しています。また、こちら(<https://www.pref.aichi.jp/site/prtr/shishin-kaisetsu.html>)のページにも掲載しています。

Q 条例67条第1項における化学物質を適正に管理するために講ずべき措置は、具体的にどのようなことを指すのか。

A 有害性のある化学物質の環境へ排出を抑制するため、取扱施設の適正な保守管理及び排出抑制措置、より有害性の小さい化学物質への転換、化学物質の排出を伴う事故の未然防止、事故により排出された有害な化学物質の排出の拡大の防止などをいいます。

(特定化学物質の取扱量の把握等関係 条例第68条)

(特定化学物質の取扱量の把握等)

第68条 特定化学物質等(特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成11年法律第86号)第2条第5項第1号に規定する第一種指定化学物質等をいう。以下同じ。)を業として取り扱う者で規則で定める事業所(以下「特定化学物質等取扱事業所」という。)を有していることその他規則で定める要件に該当するもの(以下「特定化学物質等取扱事業者」という。)は、その事業活動に伴う特定化学物質(同条第2項に規定する第一種指定化学物質をいう。以下同じ。)の取扱量を、規則で定めるところにより、特定化学物質及び特定化学物質等取扱事業所ごとに、把握しなければならない。

2 特定化学物質等取扱事業者は、規則で定めるところにより、特定化学物質及び特定化学物質等取扱事業所ごとに、毎年度、前項の規定により把握される前年度の特定化学物質の取扱量に関し規則で定める事項を知事に届け出なければならない。

(趣旨)

化学物質の適正な管理を推進するに当たり、どのような化学物質をどれだけの量取り扱っているかの情報は、管理の基本となる情報であり、事業者は取扱量のうちの一部又は全部が環境に排出される可能性があることを認識して適正な管理をする必要があります。また、県としても事業者が行う化学物質の適正な管理の促進を支援するため、取扱量などの情報を活用し事業者に提供する必要があります。このため、この規定は、事業者が取扱量を把握し、その届出を行うことを規定するものです。

なお、この届出の趣旨は、取扱量に係る化学物質の種類や数量を制限するものではありません。

(解説)

- (1) 「特定化学物質等」とは、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(化管法)第2条第5項第1号に規定する第一種指定化学物質等で、具体的には、第一種指定化学物質及び第一種指定化学物質を含有する製品を指します。
- (2) 「特定化学物質等取扱事業所」とは、規則で定める事業所としており、規則には、対象業種を営むこと及び一定量以上の特定化学物質の取扱量があることを規定しています。
- (3) 「特定化学物質等取扱事業者」とは、特定化学物質等取扱事業所を有し、規則で定める要件に該当する事業者としており、規則には、常時使用する従業員の数が21人以上である者を規定しています。
- (4) 「特定化学物質」とは、化管法に基づく排出量及び移動量の届出制度(PRTR制度)の対象である第一種指定化学物質です。
- (5) 「特定化学物質及び特定化学物質等取扱事業所ごとに」とは、取扱量の把握は、それぞれの特定化学物質等取扱事業所別に、それぞれの特定化学物質ごとに把握することを意味します。
- (6) 「毎年度、前項の規定により把握される前年度の特定化学物質の取扱量」とは、届出の対象となるのは、前年度1年間の把握結果です。

Q 特定化学物質の取扱量の届出は、どのような事業者が対象となるのか。

A PRTR制度の排出量・移動量の届出対象者とほぼ同じで、次の1及び2の要件を満たす事業者です。

- 1 化管法施行令第3条各号に掲げる24業種を営み、全事業所合計の従業員数が21人以上であること。
- 2 化管法施行令第4条の定めに関連して第一種指定化学物質の年間取扱量が1トン(特定第一種指定化学物質は0.5トン)以上の事業所を有すること。

Q 特定化学物質の取扱量の把握・届出は、いつから始まり、提出期限はいつまでか。

A 特定化学物質等の取扱量の把握については、平成16年4月1日から開始していただき、翌年4月1日から届出の提出が開始され、毎年6月末日までが提出期限となっています。

Q 特定化学物質等の取扱量の把握対象物質は、PRTR制度の排出・移動量の対象物質以外も含まれるのか。

A PRTR制度の排出・移動量の届出対象物質に関して、把握している取扱量を条例に基づき届けていただくこととなりますので、当該対象物質以外は含まれません。

(特定化学物質等管理書の作成等関係 条例第69条)

(特定化学物質等管理書の作成等)

第69条 特定化学物質等取扱事業所で規則で定めるもの(以下この節において「特定事業所」という。)を有している特定化学物質等取扱事業者(以下この節において「特定事業者」という。)は、特定事業所ごとに、化学物質適正管理指針に従い、特定化学物質等を適正に管理するために講ずる措置を定め、当該措置を記載した書面(以下「特定化学物質等管理書」という。)を作成しなければならない。

2 特定事業者は、特定化学物質等管理書を作成し、又は変更したときは、規則で定めるところにより、これを知事に提出しなければならない。

(趣旨)

化学物質の自主的な適正管理を効果的に行うには、化学物質の管理の体制、管理計画、管理方法等について、あらかじめ検討し、それらを取りまとめ、事業所内の関係者がそれぞれの役割を的確に実施していくことが必要であるため、個々の事業所の実情に応じそれを書面として作成し、知事への提出を規定するものです。なお、化学物質の新しい管理技術などは将来に向かって開発し導入されていくものであることから、管理方法などを見直し特定化学物質等管理書を変更した場合も提出することとしました。

この制度により提出された情報については、化学物質の適正管理を促進するための情報として活用していくこととしています。

また、記載された内容は、自主的な適正管理であり、方法、導入技術等を管理書の内容について強制し、又は制限するものではありません。

(解説)

- (1) 「特定事業所」とは、特定化学物質等管理書の作成を義務付ける事業所で、特定化学物質等取扱事業所のうちで規則定めるものとし、規則では、常時使用する従業員の数が当該事業所において21人以上であるものを規定しています。
- (2) 「特定事業者」とは、特定化学物質等取扱事業者のうちで特定事業所を有する者です。
- (3) 「特定化学物質等管理書」とは、特定化学物質等を適正に管理するため、当該事業所の実情に応じた措置として、化学物質適正管理指針に従いその内容を記載した書面です。

Q 特定化学物質等管理書の作成・提出は、いつから始まり、提出期限はいつまでか。

A 当該規定は、平成17年4月1日から施行されます。提出期限は特定事業者が該当することとなった日から起算して6ヶ月以内に提出していただくこととなっています。

Q 特定化学物質等管理書の提出・変更はどのようにしたらよいのか。

A 特定化学物質等管理書作成(変更)提出書(様式第47)に管理書を添付の上、提出していただき、変更の場合も同様であります。

なお、管理書については、愛知県化学物質適正管理指針の6 特定化学物質管理書の作成に基づいて、作成していただくこととなります。

(特定事業所における事故時の措置関係 条例第70条)

(特定事業所における事故時の措置)

第70条 特定事業者は、当該特定事業所において、その施設の破損その他の事故が発生し、特定化学物質が当該特定事業所から大気中若しくは公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより、人の健康又は生活環境に係る被害を生じ、又は生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続く特定化学物質の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講じ、かつ、その事故の状況を知事に通報するとともに、速やかに、その講じた応急の措置の内容その他の規則で定める事項を知事に届け出なければならない。

2 知事は、特定事業者が前項の応急の措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、同項に規定する応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 知事は、第1項に規定する事故が発生した場合において、事故の再発を防止するために必要があると認めるときは、当該特定事業者に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(趣旨)

特定化学物質の適正管理の促進の観点から、平常時のほかに事故時についても、特定化学物質の環境への排出を抑制する必要があるため、また、特定化学物質の排出を伴う事故の拡大や再発の防止の

ため、事業者による応急措置の実施、知事への通報及び措置の届出を規定したものです。

また、事故に伴い特定化学物質の排出がある場合には、迅速に排出防止措置を講じ、排出拡大を防止する必要があります。そのため応急措置が講じられていないと認められる場合は、知事が措置を命令することなどを規定したものです。

なお、再発防止の観点から必要な措置が講じられていないと認められる場合は、知事は措置を勧告ができることとしました。

(解説)

- (1) 「施設の破損その他の事故」とは、特定化学物質を取り扱う施設について生じた破損、故障、誤動作、操作ミス等をいいます。
- (2) 「事故の状況」とは、事業所内及び当該事故に伴う周辺の被害状況や特定化学物質の排出状況等をいいます。
- (3) 「応急措置の概要その他規則で定める事項」とは、事故に伴い発生している特定化学物質の排出防止措置の概要、状況に応じて特定化学物質の回収措置の概要、当該事故の再発防止措置の概要などです。